

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	17 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	11 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から50年3月まで  
② 昭和51年4月から52年3月まで  
③ 昭和56年4月から57年3月まで  
④ 昭和58年7月から62年12月まで

私は昭和40年ごろ、国民年金への加入手続をして、毎月、銀行や郵便局等の金融機関で保険料を納付していた。未納にしていたら督促状が送られてくると思うが、毎月欠かさず納付していたので督促状は届いていない。未納の期間はすべて納付していたはずなのでよく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月ごろに払い出されており、その時点で当該期間の国民年金保険料を納付するためには、過年度納付することとなる。申立人は、同年から53年にかけて、一括納付したことが数回あるとしているところ、申立人に係る社会保険庁の国民年金被保険者原票及び市の収滞納記録において、昭和50年度分の保険料を52年11月に過年度納付で1万3,200円、52年度分の保険料を53年2月17日に現年度納付で2万6,400円、それぞれ一括納付していることが確認でき、申立期間②前後の期間の保険料を一括納付しているにもかかわらず、当該期間の保険料額1万6,800円を納付しない事情は見当たらない。

また、申立人が所持する年金手帳、申立人に係る市の国民年金被保険者名簿（紙台帳）及び社会保険庁の国民年金被保険者原票のいずれも、申立人が初めて被保険者となった日は昭和37年\*月\*日（申立人の20歳誕生日の前日）と記録されていることが確認でき（社会保険庁のオンライン記録は、平成14年

4月15日に、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和39年7月17日へと訂正)、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された52年9月(申立人35歳)ごろにおいては、市及び社会保険庁がそれ以前の申立人に係る厚生年金保険被保険者期間を認識していなかったことが推認でき、老齢基礎年金の受給権(25年)を早く満たすために当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和40年ごろに、友人の勧めや加入勧奨のはがきが来ていたので、市役所で加入手続をしたとしているものの、当該友人の特定はできない上、申立人は納付した保険料額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年9月ごろに払い出されており、40年ごろに別の手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人は、現在所持しているオレンジ色の年金手帳以外の年金手帳を所持したことは無いとしており、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間①、③及び④については、申立人は、毎月、銀行や郵便局等の金融機関で保険料を納付していたとしているものの、当該期間のうち、昭和39年7月から45年3月までの期間については、市の収納方法は国民年金手帳に検認印を押印する方式であり、申立人の主張と一致しない上、申立人からは督促状が届いたことは無いので当該期間の国民年金保険料を納付していたはずだとする主張以外に保険料の納付をうかがわせる具体的な供述が得られない。

加えて、申立人が申立期間①、③及び④に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの期間及び同年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和46年10月から48年3月まで  
② 昭和48年10月から50年3月まで (注)

昭和50年12月より少し前、当時、夫が、私の国民年金保険料をまとめて納めると国民年金の受給資格を確保できることを知ったので、夫婦一緒に国民年金に加入することにした。

私は、以前に、共済組合から退職一時金をもらっていた。共済組合加入期間は国民年金の受給資格期間に算入されないものと思っていたので、受給資格期間を確保するために、過去の国民年金保険料のうち、3万円ほどの金額を一括して納めた。

将来、国民年金を受給できないのであれば、国民年金に加入するはずがないので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

(注)申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年12月を起点に、特例納付及び過年度納付により、36か月分の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、36か月間がいつの期間に当たるかについては記憶していない。

このため、第2回特例納付による期間を申立期間①(18か月)、過年度納付による期間を申立期間②(18か月)とした。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月に夫婦連番で払い出されており、申立人及びその夫は、第2回特例納付の実施期間の最終月である同年同月に国民年金の加入手続を行い、同年4月分から国民年金保険料の現年度納付を始めたことが確認できる。

また、申立人は、昭和 50 年 12 月の時点において、50 年 4 月以降 60 歳に至るまでの保険料納付可能月数が 271 か月であり、年金受給資格(300 か月)に 29 か月不足していた。申立人は過去に共済組合に加入しており、当該期間を合算すると年金の受給資格を満たすことになるが、申立人は、当時、共済組合の加入期間が通算対象期間となることを承知していなかったとしている。

さらに、申立人は、上記 271 か月分の保険料をすべて現年度納付している上、このうち 223 か月分は前納しており、納付意識が高いことがうかがえる。

加えて、申立期間に係る特例納付及び過年度納付による保険料額は 3 万 1,950 円であり、3 万円ほどを納付したとする申立人の記憶とほぼ一致する。

以上のことから、申立人は、年金受給資格を得るために不足すると考えていた 29 か月分を満たすために、36 か月(3 年)分の保険料を特例納付及び過年度納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から56年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から56年4月まで

私は、国民年金の受給資格を得るためには、60歳までに25年間分の国民年金保険料を納付する必要があると、数え年で35歳になる昭和49年12月には国民年金に加入する必要があると思い込んでいた。そこで、翌年の50年1月に慌ててA市役所B支所で国民年金の加入手続を行うと共に、窓口で保険料を納付した。その時に受け取った領収書は、細長く、手書きのものであった。国民年金に加入して数か月後に、黄土色の国民年金手帳が郵送された。加入後の保険料については、何回か同支所で納付した後、銀行で納付書により納付した。

昭和56年5月に、私の夫は、当時勤務していた会社を退職して自営業となり、国民年金に加入した。その際、私についても加入手続を行ったようで、オレンジ色の国民年金手帳が2冊郵送されてきた。私の分は、以前から持っていた国民年金手帳と番号が異なっていたので疑問には思ったが、古い方の国民年金手帳を廃棄した。

平成5年にA市からC市に転居した際、領収書や家計簿等は全て廃棄したため、証拠書類は無いが、私は確かに昭和50年1月から保険料を納付していたので社会保険庁の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月に国民年金に加入すると同時に国民年金保険料を納付し始めたことについて、受給資格を得るために年齢の計算をしたことや、納付場所や領収書の受領など、加入手続を行った動機や保険料の納付状況について、具体的に記憶している。特に、領収書の仕様については、A市役所によると、支所で国民年金の加入手続と同時に保険料を納付する際に手渡される納

付書は、本庁で発行する納付書とは異なり、手書きの細長い様式のものだったとしており、申立人の主張と一致する。

また、申立人は、現在所持しているオレンジ色の国民年金手帳とは別に、申立期間の国民年金保険料を納付するのに必要であった黄土色の国民年金手帳を当時既に所持していて、その新旧2冊の手帳の国民年金手帳記号番号が異なっていたと主張していることから、以前に、申立期間に係る国民年金手帳が発行されていたことをうかがわせる明確な記憶がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年10月から60年3月まで

私は、平成20年に社会保険庁から年金記録の照会が届いたので、被保険者記録を確認したところ、昭和59年10月から60年3月までの期間の年金記録が無いことが分かりました。

また、納付した時期の記憶はありませんが、社会保険事務所の2階に赴いて、女性に一括で申立期間以外の期間も含めて納付したことを覚えているほか、国民の義務として国民年金保険料を納付しており、年金記録に納得できないため、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を未納のままにしておくことは無かったとしているところ、社会保険庁の記録によると、申立期間を除く国民年金加入期間(470か月)の国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、市及び社会保険事務所によると、申立期間当時、保険料の納付期限内に納付が無かった者に対して納付勧奨の通知及び戸別訪問を行っていたとしており、申立人については、国民年金保険料納付済期間のうち複数の期間で過年度納付していることが、社会保険庁の記録により確認できることから、未納無く保険料を納付していたとしている申立人の主張に信ぴょう性があり、納付意識の高い申立人が申立期間の保険料を納付していないとは考え難い。

さらに、申立期間は、6か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から45年3月まで

私は、昭和44年3月にA社を退職し、その後、それまで加入していた厚生年金保険と国民年金がつながるように、市役所で、妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。その際、国民年金保険料を納付し、国民年金手帳も受け取った。それ以降の国民年金保険料の納付方法については、3か月ごとに自宅を訪れる集金人に、妻の分と一緒に1月分、一人300円程度の金額を納付していた。

また、60歳になって、社会保険事務所で年金記録を確認した時は「未納期間は無い。」と言われて安心していた。ところが、この度の「ねんきん特別便」で、国民年金の加入月数と納付月数が一致しないのに気づき、B社会保険事務所に確認したところ、会社を辞めた後の期間が未納期間となっていると知らされた。

その上、妻の納付記録についても、当初、B社会保険事務所で確認した時は、昭和45年4月から6月までの期間は「納付」とされ、同年7月から46年3月までの期間は「未納」とされていたのに、C社会保険事務所で確認したところ、今度は、45年4月から同年12月までの期間は「未納」とされ、46年1月から同年3月までは「納付」となっていると聞かされた。このような処理がされている社会保険庁の記録そのものが信用できない。申立期間については保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び平成7年3月から8年3月までの地震による申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和44年3月まで加入していた厚生年金保険の加入期間とつながるように夫婦一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は45年8月に夫婦連番で払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間については、過年度納付が可能な期間である上、市の収滞納一覧表によると、同年4月から同年12月までの国民年金保険料が現年度一括納付されていることが確認できることから、申立人の主張のとおり、厚生年金保険の加入期間とつながるように申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から45年3月までの期間及び同年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から45年3月まで  
② 昭和45年4月から同年12月まで

私の夫は、自身がA社を退職したことに伴い、夫自身と私の国民年金の加入手続を一緒に行い、夫が会社を退職してからの国民年金保険料を納付した。それ以降の国民年金保険料の納付方法については、3か月ごとに自宅を訪れる集金人に、夫の分と一緒に1月分、一人300円程度の金額を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

また、当初、社会保険事務所で確認した時は、昭和45年4月から6月までの期間は「納付」とされ、同年7月から46年3月までの期間は「未納」とされていたのに、B社会保険事務所で確認したところ、今度は、45年4月から同年12月までの期間は「未納」とされ、46年1月から同年3月までは「納付」となっていると聞かされた。このような処理がされている社会保険庁の記録そのものが信用できない。申立期間については保険料を納付しているので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人及びその夫は、夫が昭和44年3月まで加入していた厚生年金保険の加入期間とつながるように、夫婦で同じ期間の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は45年8月に夫婦連番で払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、申立期間①については過年度納付が可能な期間である。さらに、市の収滞納一覧

表によると、i) 申立期間②については申立人の夫は納付済みとなっていること、ii) 申立人の夫の同年4月から同年12月までの国民年金保険料が現年度一括納付されており、厚生年金保険の加入期間とつなげようとする意思がうかがえること、iii) 納付日が確認できる期間について、申立人及びその夫は同日に同じ納付方法で納付していることが確認できることから、当該期間の保険料について納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和48年3月に前職を退職後、自営業を目指すこととなり、同年5月にA町へ転入し、同年11月末に店を開店した。国民年金制度については町役場からの案内で知るところとなり、夫婦一緒に国民年金保険料を納付するようになった。国民年金保険料の納付方法については、私自身が銀行の窓口で、夫婦二人分の保険料を納付していた。申立期間について、妻の年金記録は納付済みになっているのに私の納付記録が無い。納付できないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付に当たっては、必ず夫婦二人分の保険料を納付したと主張しているところ、申立期間について申立人の妻は納付済みである上、申立人が所持する昭和49年及び50年分の確定申告書(控)に記載されている国民年金に係る社会保険料の控除額は、それぞれ、夫婦二人分の一年間の国民年金保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間は12か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る船員保険被保険者期間は、戦時加算該当船舶であるA社が所有するB船に乗船していたと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年1月1日まで

社会保険庁の記録では、A社が所有するC船に乗船していた昭和20年2月25日から同年9月1日までの期間は、戦時加算がなされているが、同様に同社が所有するB船に乗船していた同年9月1日から21年1月1日までの期間も戦時加算がなされるはずであるから、調査の上、記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、A社において昭和20年2月25日に船員保険の被保険者資格を取得し、24年9月2日に被保険者資格を喪失した記録が確認できる。

また、社会保険庁が管理する申立人に係る船員保険被保険者台帳を見ると、申立人は、A社が所有するC船において船員保険被保険者資格を昭和20年2月25日に取得し、その後の船舶名は記載されていないものの、同じ船舶所有者において、船員保険被保険者資格を24年9月2日に喪失するまで船員保険被保険者期間が継続していることが確認できる。

これに対し、申立人は、同人の船員保険記録において戦時加算が適用されている昭和20年2月25日から同年9月1日までの7か月に加え、同年9月1日から21年1月1日までの4か月について戦時加算が適用されるべき旨申し立てているところ、申立人は、申立期間当時に乗船していたA社が所有するC船が沈没した後、同じ船舶所有者が所有するB船に乗船していたとしており、同船舶に係る沈没事故について、実際に乗船していなければ知り得ない状況を詳細に記憶していることから、当該船舶に係る申立人の乗船期間は、20年9月1

日から21年1月1日までの期間であると認められる。

さらに、社会保険事務局が保管する「戦時加算該当船舶名簿」を見ると、申立人が昭和20年2月25日から乗船していたC船は19年11月2日から20年8月5日までの期間について戦時加算該当船舶であり、同日に沈没していることが確認できる上、C船が沈没した後に、申立人が乗船したB船は同年2月14日から21年1月1日までの期間について戦時加算該当船舶であり、同日に沈没していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間については、戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、27年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、申立期間に係る被保険者資格の取得日に係る記録を26年7月1日に、資格喪失日に係る記録を27年5月21日にそれぞれ訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和26年7月から同年11月までは7,000円、同年12月から27年4月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年7月1日から27年5月21日まで

昭和26年4月4日にA社に入職し、勤務していたが、英語が話せるということで、3か月後に昇級しました。昭和27年5月に転職するまで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険庁のオンライン記録では、申立人がA社において厚生年金保険に加入した記録は確認できないが、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳（以下、「旧台帳」という。）の中に、申立人と生年月日が同一の「B」という者が、昭和26年7月1日に「C」という適用事業所（28年11月1日までは、「D」という事業所名）で被保険者資格を取得し、27年5月21日に同資格を喪失した旨の記録が確認でき、当該記録は未統合の記録となっている。

一方、申立人が一緒にA社を退職し、E社へ転職したとする元同僚についても、旧台帳において、「C」という事業所で昭和26年7月4日に被保険者資格を取得し、27年5月22日に同資格を喪失していることが確認できること、及び申立人がA社での後任者であると記憶していた者も、「申立人のことは記憶

していないが、私も26年から33年にかけてC事業所で勤務していたのに、27年から28年にかけて1年間ほど記録が欠落しており、後に同期間の記録が見つかった。」としており、社会保険事務所から、「記録を移行する際に、漏れたと思われる。」と説明を受けたと証言していることから、調査の過程で見つかった当該被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出及び27年5月21日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る旧台帳の記録により、昭和26年7月から同年11月までは7,000円、同年12月から27年4月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年1月31日から同年11月30日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年11月30日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、同年1月から同年9月までは2万4,000円、同年10月は2万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月31日から57年1月1日まで  
私は、昭和39年12月から57年1月まで、A社で働いていたのに申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和40年1月31日から同年11月30日までの期間については、元同僚の証言により、申立人が当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者原票において、申立人は昭和40年1月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることになっているが、同年10月1日付けで標準報酬月額の定時決定が行われており、この定時決定を前提とすると、申立人が同年1月31日に資格喪失した旨の届出を事業主が行ったとは考え難い。

さらに、当該被保険者原票において、健康保険被保険者証の返納日は昭和40年11月30日と記載されていることから、申立人の資格喪失届出は、同年11月に行われたと考えるのが自然である。

加えて、昭和40年11月30日付けで複数の従業員についても同様に遡及して喪失処理されていることをうかがわせる記載が確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

このほか、申立人の元同僚の妻によると、昭和40年から41年にかけて、給

料の遅配があったとしている。

これらのことから総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和40年1月31日から同年11月30日までの期間については、申立人は厚生年金保険の被保険者であったものと認められる。

なお、当該期間のうち、昭和40年1月から同年9月までの標準報酬月額については、A社に係る昭和39年12月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円、40年10月の同月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た額の、2万6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和40年11月30日から57年1月1日までの期間については、元同僚の証言及びA社に係る商業登記簿謄本の監査役の登記記録から判断すると、申立人は、当該期間においても、当該事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険庁のA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に申立人の氏名の記載は無い上、申立期間前後に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間当時、A社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる14人に申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、5人から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所の当時の代表取締役及び取締役等に照会したものの、回答は無く、申立てに係る事実を確認できない。

さらに、社会保険庁が管理するA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人が記憶する元同僚5人のうち3人について、当該期間の厚生年金保険被保険者記録は確認できないことから、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたとは言えない状況にある。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和40年11月30日から57年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日の記録（昭和37年5月1日）及び資格取得日の記録（38年4月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を、37年5月から同年9月までは2万6,000円、同年10月から38年3月までは3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月1日から38年4月1日まで

私は、昭和27年4月19日から40年10月5日までA社で継続して勤務していたが、「ねんきん特別便」で確認したところ、37年5月1日から38年4月1日までの11か月間の記録が抜け落ちており、加入した記憶が無い国民年金の加入期間とされているので、適正な記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和27年4月19日から40年10月5日までの間、A社で継続して勤務していたとしているところ、社会保険事務所の記録によれば、同社において、27年4月19日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、37年5月1日に同資格を喪失後、38年4月1日に同社において再度同資格を取得しており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、申立人のA社における複数の元同僚は、申立人が申立期間当時、同社において継続して勤務しており、業務内容及び勤務形態の変更は無かったことを証言しているところ、同社においては、申立人及び途中退職して再び同社に再就職した一人を除き、いずれも申立期間において厚生年金保険被保険者記録が継続している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断する

と、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の記録及び元同僚に係る社会保険事務所の記録から、昭和37年5月から同年9月までを2万6,000円、同年10月から38年3月までを3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和37年5月から38年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年6月1日から同年9月20日までの期間について厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、A社における資格喪失日に係る記録を同年9月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、100円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和26年1月5日から同年3月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年1月5日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和26年1月及び同年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月1日から22年10月1日まで  
② 昭和26年1月5日から同年3月21日まで

昭和11年2月にA社に入社以降、兵役中も復員後も退職まで同社に勤務した。厚生年金保険制度発足当初から資格を取得しており、退職まで一度も喪失した覚えは無い。よって、申立期間について社会保険の加入記録が無いことについて不可解です。確認をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和20年6月1日から同年9月20日までの期間について、申立人は、県発行の軍歴証明書から、同年3月26日に陸軍に召集され、同年9月20日に復員したことが確認できる。一方、社会保険事務所の記録によると、申立人は17年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20年6月1日に同資格を喪失していることが確認できる。

しかしながら、当該資格喪失日は陸軍に召集されていた期間であるため、当該日に被保険者としての資格を喪失していたとは考え難い。

また、当時の厚生年金保険法では、第59条の2により、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴集または召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、

被保険者期間として算入する旨規定されている。

したがって、申立人が陸軍に召集されていた期間については、仮に被保険者としての届出が行われておらず、厚生年金保険法第 75 条の規定による、時効によって消滅した保険料にかかる期間であっても、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立人の資格喪失日は、昭和 20 年 9 月 20 日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険事務所が管理する A 社に係る昭和 20 年 5 月の被保険者名簿の記録から、100 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②について、退職金計算書及び元同僚の証言から、申立人が当該期間に A 社において継続して勤務（昭和 26 年 1 月 5 日に同社 B 工場から同社本社に異動）していることが確認できる上、申立人が所持する給与明細書によると、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間①のうち、昭和 20 年 9 月 20 日から 22 年 10 月 1 日までの期間について、退職金計算書及び元同僚の証言から、申立人が申立てに係る事業所に在籍していたことは確認できる。

しかしながら、当該事業所においては、当時、厚生年金保険の適用事業所であったものの、確認できるすべての厚生年金保険被保険者が、昭和 20 年 6 月 1 日に資格喪失している上、申立人から提出のあった 22 年 10 月分の給与明細書を見ると、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人が、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①のうち、昭和 20 年 9 月 20 日から 22 年 10 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成10年9月1日から15年2月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、10年9月から同年12月までは24万円、11年1月から13年11月までは22万円、同年12月から15年1月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成10年9月から15年1月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年9月1日から17年1月1日まで

私は、平成10年9月から16年12月までの間、A社の事業主により標準報酬月額及び標準賞与額の過少申告が行われたことから、事業主により、将来の厚生年金保険損害額について解決金を受け取ることで同意書に署名させられたが、その内容に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成10年9月1日から15年2月1日までの期間については、申立人が所持するA社に係る給与明細書(10年9月から同年12月までの分及び14年1月から同年12月までの分)及び事業主が作成したとする年金損害額試算書を見ると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額と相違していることが確認できる上、申立人が所持する事業主が作成したとする年金損害額試算書及び同意書によると、事業主は、厚生年金保険料額の算定の基礎となる標準報酬月額を過少申告していたことを認めていることが確認できる。

また、標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の

納付の特例等に関する法律」(以下、「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額は、平成10年9月から同年12月までの期間及び14年1月から同年12月までの期間については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、24万円とし、平成11年1月から13年12月までの期間及び15年1月については、申立人が所持する、事業主が作成した年金損害額試算書において確認できる保険料控除額から、11年1月から13年11月までは22万円、同年12月及び15年1月は24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成21年3月20日に倒産しており、関連資料等は無く詳細は不明であるものの、同意書の記載により、事業主は、標準報酬月額の算定方法及び届出が不適切であったことを認めていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成15年2月1日から17年1月1日までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を超えているか、又は一致していると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年7月、同年12月、16年7月及び同年12月に係る標準賞与額についても事業主の過少申告を主張しているが、申立人が当該標準賞与額の給与明細書を所持していないこと、及び上記の事業主が作成した年金損害額試算書において保険料が控除されていないことが確認できることなどから、社会保険事務所で記録されている標準賞与額を訂正する必要性は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社（現在は、B社）C事業所における資格喪失日に係る記録及び同社D事業所における資格取得日に係る記録を、いずれも昭和20年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年1月22日から21年4月1日まで

私は、昭和19年1月にA社C事業所に入社し、同年10月1日から厚生年金保険被保険者記録があるが、同事業所から同社D事業所に転勤した20年1月22日から21年4月1日までの被保険者記録が欠落している。58年9月30日に退職するまで毎月給料から保険料も引かれていたのに、転勤で記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてください。

## 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された在籍証明書及び同社が同社健康保険組合に提出した健康保険資格取得届（写）から判断すると、申立人が昭和19年1月10日から58年9月30日までA社に継続して勤務し（20年1月23日に同社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の健康保険資格取得届（写）及び社会保険事務所が保管する元同僚の標準報酬月額の記録から、50円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無

いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成9年4月1日から10年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、9年4月から10年3月までは22万円、同年4月から同年7月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成9年4月から10年7月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から12年9月1日まで

私は、平成9年4月1日から12年9月1日までの間、A社の事業主により標準報酬月額の過少申告が行われた結果、損害を被ったため民事調停を申し立てた。給与明細書等の記録もあり事業主もその事実を認めていることから、私の申立期間についての厚生年金保険に係る標準報酬月額の記録訂正をお願いする。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年4月1日から10年8月1日までの期間については、申立人が所持するA社に係る給与明細書(10年3月から同年5月までの分及び同年7月分)及び申立人が所持する民事調停に係る合意書を見ると、申立人の給与から控除された厚生年金保険料額は、社会保険庁のオンライン記録の標準報酬月額に見合う保険料額と相違していることが確認できる上、同合意書を見ると、事業主は、厚生年金保険料額の算定の基礎となる標準報酬月額を過少申告していたことを認めていることが確認できる。

また、標準報酬月額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」(以下、「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われる

のは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間のうち、平成10年3月から同年5月までの期間及び同年7月の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、同年3月は22万円、同年4月、同年5月及び同年7月は24万円とすることが妥当である。

また、平成9年4月から10年2月までの期間及び同年6月については、申立人は給与明細書を所持していないが、i) 9年4月から10年2月までの期間については、申立人が事業主と民事調停をする際に社会保険労務士が作成したとする資料を見ると、当該期間の保険料控除額がその直後の10年3月の保険料控除額と同額とされていること、ii) 同年6月については、申立人が所持する同年5月及び同年7月の給与明細書によれば、その期間の保険料控除額は同額となっており、同年6月についても前後の期間と同じ保険料控除額と認められることから、標準報酬月額については、9年4月から10年2月までは22万円、同年6月は24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成21年3月20日に倒産しており、関連資料等は無く詳細は不明であるものの、民事調停に係る合意書の記載により、事業主は、標準報酬月額の算定方法及び届出が不適切であったことを認めていることが確認できることから、事業主は、給与明細書等で確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

2 一方、申立期間のうち、平成10年8月1日から11年11月1日までの期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と一致していると認められることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成11年11月1日から12年9月1日までの期間については、申立人が所持する11年11月分の給与明細書を見ると、保険料が控除されておらず、申立人の妻によると、申立人は同年10月28日に事故に遭い、以降厚生年金保険の被保険者資格を喪失するまで休職し、無給であったとしていることから、給与明細書を所持していない同年12月から12年8月までの期間についても保険料が控除されていないと考えられる。したがって、当該期間については、社会保険事務所で記録されている標準報酬月額を訂正する必要は認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格取得日に係る記録を昭和28年2月21日に、資格喪失日に係る記録を同年5月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年2月21日から同年5月20日まで

私は、昭和24年4月1日から44年7月1日までの間、A社（現在は、C社）に継続して勤務していた。28年2月21日にD支店からB支店に転勤したが、私のB支店で勤務していた期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

C社によると、昭和27年から29年当時の職員名簿に申立人と同一氏名の記載があることから、申立人が継続して同社に勤務していたことが推測されるところである上、申立人が保管する、平成3年1月9日付けのA社からの回答書（申立人の同社B支店に係る厚生年金保険被保険者期間の照会に対し、当時の同社厚生課発行の回答書）を見ると、「B支店に在籍しておられました期間の3か月の被保険者期間が欠落しておりました。」と記載されており、「在籍しておられました」及び「欠落」との表現から、同社は、申立人の同社B支店における在籍を認識していたものと認められる。

また、C社によると、昭和28年当時は電算化以前であり、給与計算事務等は支店単位で行っていたことから、各支店における取扱いについては当時の資料が無く不明であるとしているものの、支店間異動に伴う人事記録は引き継が

れることから、申立人が継続して勤務し、支店間の異動である申立人の給与から申立人に係る厚生年金保険料が控除されていたものと思われるとしている。

さらに、社会保険庁が保管するA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ると、同支店において、昭和28年1月21日から同年9月10日までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得した18人の者については、29年3月6日から同年4月1日までの間に、遡<sup>そきゅう</sup>及して同資格の取得の届出が行われたことが確認でき、遡<sup>そきゅう</sup>及取得が行われた時点では、申立人は既に同社E支店に転勤していたことから、同社B支店において申立人に係る届出を失念したものとも考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の支店の標準報酬月額が同一額の8,000円であることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C社によると、納付を確認できる関連資料等は廃棄しており不明としているものの、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、当該機会においても社会保険事務所は喪失届を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難い上、A社B支店の事務担当者により誤った届出が行われたことがうかがえることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和28年2月から同年4月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を昭和52年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月16日から同年12月1日まで

私は、昭和33年8月27日にB社C工場に就職し、52年11月1日に関連子会社のA社に出向した後、同月16日に同社に転籍したと記憶しているが、転籍した際の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社によると、「申立期間当時の人事記録を既に廃棄しておりB社C工場から出向してきた時期は不明であるが、申立人に係る雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和52年11月16日に関連会社であるB社C工場からA社に転籍し、申立期間においても継続して同社に勤務し、当該期間の厚生年金保険料も控除していた。」と証言しており、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により申立人の給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和52年12月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が保管する申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、事業主は、資格取得日を昭和52年12月1日として誤って届け出たとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格取得日に係る記録を昭和36年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月1日から37年2月1日まで

私は、昭和32年4月1日にA社に入社し、平成6年5月31日に退職するまで継続勤務していたにもかかわらず、36年12月に同社C工場からB工場に転勤した際の厚生年金保険被保険者期間が2か月欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社総務人事部から提出された人事台帳の記録及び公共職業安定所の同社に係る雇用保険被保険者記録により、申立人が同社において、昭和32年4月1日から平成6年5月31日まで継続して勤務していることが確認できる上、健康保険組合が保管する被保険者台帳によると、昭和36年12月1日から同社B工場における被保険者となっていることが確認でき、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和37年2月の社会保険事務所の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否については、事業主は、納付していたと思料するとしているが、申立人と同様に昭和36年12月1日にA社C工場から同社B工場に異動した元同僚二人についても、同様のケースが確認できることから、厚生年金保険被保険者資格の取得に係る届出が適切に行われていなかったことが推認でき、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から平成4年11月までの期間及び5年3月から11年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から平成4年11月まで  
② 平成5年3月から11年4月まで

私たち夫婦は、A市からB市に転居した昭和55年3月に市役所職員に勧められて国民年金に加入し、保険料を納付してきた。

妻の死後に社会保険事務所で確認したところ、申立期間が未納とされていることが分かった。申立期間の保険料は夫婦そろって一緒に納付したはずなのに、妻の保険料だけ納付されていて、私の納付状況は未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、妻が夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年8月にC社会保険事務所において夫婦連番で払い出されていることが確認できる。しかしながら、社会保険庁の特殊台帳を見ると、申立人及びその妻については、51年11月にA社会保険事務所において、夫婦共に居所不明の決定を受けていることが確認でき、平成13年12月にA市からD市への住所変更の届出が確認できるまでの間、夫婦の居所が判明したとする記録は見当たらないことから、社会保険事務所は、申立期間①及び②において申立人の住所を把握することができず、上記の国民年金手帳記号番号による納付書が申立人に対して送付される環境に無かったものと推認される。

また、B社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿及びB市の収滞納一覧表によると、申立人の妻に対しては、昭和59年11月1日に上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるものの、申立人に対

して別の同手帳記号番号が払い出されていたとする事情は見当たらない上、申立人及びその妻が、申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から54年3月まで

私が昭和47年5月に結婚した後、義父が、夫と私の国民年金の加入手続をしてくれた。私の国民年金保険料については、夫の分より1年ほど後から納め始めてくれていたと思う。

1年に1、2回か、もう少し多い頻度で、婦人会の担当の人が保険料の集金をしており、義父が亡くなってからは、義母が保険料を納めてくれていたと思う。「4人分の保険料は大変だ。」と、いつも義母がこぼしていたことを覚えている。

古い領収書や控えなどは残していないが、調べ直してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年5月15日に夫婦連番で払い出されており、この時点においては、時効により、申立期間の始期である48年5月にまでさかのぼって国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人の義父が昭和47、48年ごろに、申立人の国民年金の加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立期間において、申立人の義母の保険料についてはすべてが納付済み、また、義父については一部が納付済みであるものの、申立人の夫の保険料についてはすべて未納であることが確認でき、昭和48年5月以降、義父母が4人分の国民年金保険料を一緒に納めたとする申立人の主張とは異なる。

加えて、申立人の義父母が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付し

たことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無い上、申立人自身は申立期間に係る保険料の納付に全く関与しておらず、義父は既に亡くなっており、病床の義母からも当時の保険料の納付状況について確認することができないことから、申立期間当時の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から47年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月から43年3月まで  
② 昭和43年4月から47年3月まで  
③ 昭和47年4月から47年8月まで

私は、姉妹や友人等が国民年金に加入していたこともあって、国民年金に加入する必要性をよく理解していた。結婚後間もなく、夫の勧めもあって、国民年金に加入し、それ以来、国民年金保険料を納付していた。

また、昭和47年6月ごろに、A市役所から年金保険料未納通知と督促状が届き、市役所で保険料を納付した記憶もある。

ところが、平成8年9月ごろ、夫がB支所で、私の年金給付額を問い合わせたところ、納付期間が100か月ほど不足しており、これについては60歳から任意加入することで不足分を納付することができると言われ、そもそも申立期間から保険料を納付していたにもかかわらず、何回かに分けて、合計80万円近くの保険料を納付した。

このため、C及びD社会保険事務所の台帳を調査し、申立期間について欠落した納付記録を正しく訂正した上で、本来、納付する必要が無かった任意加入により納付した保険料を返還してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年5月から国民年金に加入し、それ以来、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、47年10月に払い出されていることが確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳及び市の収滞納一覧表を見ると、申立人は、同年9月22日に新規に任意加入した旨の記録が確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、任意加入の場合

は加入日前にさかのぼって保険料を納付することができない。

また、申立人の夫は年金記録問題が発生する前の平成 14 年ごろから申立人の年金記録に誤りがあるとして、記録訂正を求める活動を行っていたことが確認できるものの、昭和 37 年 5 月ごろに申立人が加入手続を行い、上記とは別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情は確認できない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年3月まで

昭和36年4月に国民年金制度が始まり、私は、母親に勧められたので国民年金に加入し、当時100円の保険料を集金人をしていた町内会長に母親が納めてきた。それ以来、店を営みながら保険料を納付してきた。

平成20年にねんきん特別便を確認した時に上記期間が未納とされていることが分かった。加入手続と保険料納付をしてくれた母親は平成13年に死亡したので当時のことは聞き取ることはできないが、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和35年10月ごろに、母親（明治42年生）が申立人の国民年金への加入手続を行い、集金人に保険料を納付していたとしているが、申立人には申立期間当時の具体的な記憶は無い上、社会保険庁の記録によると、申立人の母親は48年10月に国民年金の再開5年年金受給に係る任意加入をしており、申立期間当時は国民年金に未加入であったことがうかがえ、申立人の母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、市が保管する、昭和39年11月に払い出された国民年金手帳記号番号に係る申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、当該手帳記号番号よりも以前（35年11月）に別姓で払い出されていた手帳記号番号について重複払出しを理由に取り消した旨記載されているが、申立期間については「消滅時効」と記載されており、当該手帳記号番号によっても申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難いなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から45年5月まで  
会社退職後、私の国民年金加入手続を妻が行い、自宅に来てくれた婦人会の集金人に、国民年金保険料を夫婦二人分まとめて納付していた。しかし、ねんきん特別便を見ると夫婦で未納となっている部分があり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年6月30日に払い出されていることが確認でき、当該手帳記号番号により申立期間の国民年金保険料を納付するためには、過年度納付する必要があるが、申立人は、まとまった保険料額をさかのぼって納付したことはないと陳述している。

また、申立人と類似する氏名も含め確認したものの、申立人に対して、上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金への加入手続のため、町役場へ行ったと陳述しているが、町が保管している国民年金被保険者名簿によると、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していたことを示す記述は無く、申立期間直後の昭和45年6月に初めて加入手続を行ったものと推認される。

加えて、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付に関する記憶は曖昧であるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から44年4月までの期間及び同年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年9月から44年4月まで  
② 昭和44年9月から45年3月まで

会社退職後、自分で国民年金加入手続を行い、自宅に来てくれた婦人会の集金人に、国民年金保険料を夫と二人分まとめて納付していた。しかし、ねんきん特別便を見ると夫婦で未納となっている部分があり、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は申立期間①及び②以外に未納期間は無いものの、申立人が国民年金保険料の納付を初めて行ったのは、平成13年となっており、それ以前に国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、申立人の夫に関する国民年金の加入手続も行ったとしているが、申立人及びその夫に係るそれぞれの申立期間は共に国民年金の未加入期間となっており、国民年金保険料の納付が行えたとは考え難い。

さらに、町が保管する国民年金被保険者名簿では、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していたことを示す記載は無く、申立人には、保険料の納付金額等についての記憶も曖昧な部分が見受けられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月1日から51年4月30日まで

私は、A社B支店において、昭和49年4月から同支店が駅前のビルに移転する51年4月までの間、パート社員として継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、すべての厚生年金保険被保険者期間が無いとされており納得できない。

また、将来の年金受給額を増やすため、昭和49年8月16日に夫が、私の国民年金の任意加入手続を行い、国民年金保険料を納付しており、重複している国民年金保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年4月から51年4月までの間、A社B支店において勤務したとしているところ、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録において、申立人の50年4月から51年1月31日までの記録が確認でき、申立人が同支店において勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者原票により、申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得者について調査したところ、申立人及び申立人が同時にパート社員として入社したと記憶する3人の女性従業員の氏名は確認できない上、健康保険記号番号に欠番等は無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

また、A社によると、申立期間当時のパート社員に係る人事記録等は既に廃棄済みであり、申立人及び申立人が同時に入社したと記憶する3人に係る在籍確認及び厚生年金保険料の控除についても確認できないとしている。

さらに、申立人は、当時の同僚の氏名についての記憶しか無いため、社会保険事務所の記録から、申立期間当時にA社B支店に在籍していた者のうち、連

絡先の判明した複数の者から聴取したものの、申立人を記憶している者はおらず、当時のパート従業員の取扱いなど、厚生年金保険の加入状況等についても確認することができない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月11日から同年9月16日まで  
A社を途中で退職した事実は無いので、厚生年金保険の記録が途中で空白になるはずはない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年の春から35年9月まで、病気を治療するため、A社を休職し、B市で入院していたが、同社を退職する意思表示はしていないと主張している。

しかしながら、社会保険事務所に保管されているA社に係る被保険者名簿を見ると、申立人は昭和35年6月10日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、健康保険証を返納したことを示す「返」の文字が記入されていることが確認でき、同年9月17日に再度同資格を取得していることが確認できる。

このことについて、A社の元事業主は、「申立人は一度退職し、再度入社した。」と記憶しており、複数の元同僚は、「申立人のことを覚えているものの、申立人が休職していたかどうかについては覚えていない。」としているため、休職期間を含め申立人が勤務していた期間についての証言を得ることができない。

また、申立人は、休職期間中は無給であったので傷病手当金を受給し、その中から、本人負担分の厚生年金保険料を3か月か半年に一度、現金書留で事業所に郵送していたとしているが、元事業主は、受け取った覚えは無いとしており、申立人が休職していたとする当時の事務担当者も、現金書留が事業所（元事業主の自宅と同一所在地）に届いた覚えは無いとしている。

なお、申立人は、健康保険証が無ければ病気の治療をすることができないはずであると主張しているが、申立期間当時、健康保険の資格喪失後の療養給付

の制度があったことから、資格喪失後の治療は可能であった。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月 10 日から 30 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 3 月 21 日まで  
③ 昭和 32 年 7 月 13 日から 34 年 1 月 1 日まで  
④ 昭和 34 年 2 月 3 日から 39 年 12 月 16 日まで

平成 10 年に老齢年金を受給できるようになり、社会保険事務所に問い合わせたところ、10 年間ほどの厚生年金保険の記録が無くなっていたので驚いた。再度、同事務所で調べてもらったが、「一時金で支払った。」という回答だった。今回、年金の問題がテレビなどで報道され、もう一度調べてもらえるとと思い書類を送ったが、やはり同じ回答だった。

昭和 39 年 12 月 15 日に結婚退職をする際に、会社の事務員から厚生年金保険の被保険者証を渡されて、「まだ若いから、次に勤めることもあるでしょう。この被保険者証の番号は一生あなたの番号だから大切にしておいて次に勤める時は、この被保険者証を提出して引き継いでもらいなさい。その時まで、大切に保管しておくように。」と言われたことをはっきりと憶えている。その際、一時金として受け取ることができるという説明は一切無かった。

申立期間については脱退手当金支給済みとなっているが、私は支給を受けた覚えは無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている、申立人の前後 70 人の従業員のうち、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を喪失した日の前後 3 年以内に同社を退職し、脱退手当金の支給要件を満たしている女性 7 人について調査したところ、このうち 4 人（申立人を含む。）について、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 か月以内に脱退手当金

の支給決定が行われている。また、当時の事業主の息子は、「申立期間当時のことははっきりとは分からないが、従業員の退職時には脱退手当金について説明し、希望があれば代理請求をしていた。ただし、代理受領はしていなかったと思う。」としている。これらのことから、申立人を含む退職者に係る脱退手当金については、事業主が代理請求していた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の脱退手当金は、A社以前の厚生年金保険加入期間のすべてについて欠落することなく請求されている上、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月半後の昭和40年3月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえはない。

このほか、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 10 日から 36 年 2 月 25 日まで

私は、申立期間にA社に入社し、勤務し、厚生年金保険に加入していた。申立期間に会社の健康保険証を使って病院で診察を受けたことを覚えている。また当該事業所で勤務していたBさん、Cさん、Dさんを覚えている。勤務していたことは間違いのないので申立てを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容及び元同僚二人の証言から、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元同僚二人からは、申立人が申立期間にA社において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、同社は、申立期間当時の関係資料を保管しておらず、申立人に係る詳細は不明としており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

さらに、A社の担当者は、「申立期間当時は、相当繁忙な時期であったと推測でき、アルバイトなどを雇用した可能性もある。現在はいないが、最近まで業務請負として勤務する者はいた。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できず、申立人と元同僚一人が記憶している一人、及び元同僚一人が記憶している助手として勤務していた者一人についても、その氏名を確認できない上、同名簿の整理番号には欠番が無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立期間中に申立人が受診したとする病院においては、当時の資料を保存しておらず、申立人の受診状況を確認できない上、ほかに申立人が申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 1 月から同年 10 月 11 日まで

私は、昭和 41 年 1 月から A 社で働き始めた。入社当初から正社員として業務を行っていたのに、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が欠落しているのは納得できない。在籍の証明となるものは、私の平成 6 年から 8 年までの手帳に記載された職歴しかないが、よく調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する平成 6 年から 8 年までの手帳に申立人の職歴が記載しており、これを見ると、昭和 41 年 1 月から同年 12 月まで A 社に勤務していた旨の記載が確認できる。

しかしながら、A 社の清算終了（平成 17 年 3 月 26 日）時の清算人が申立人に係る履歴書及び労働者名簿を保存しており、これらを見ると、i) 履歴書の作成日が昭和 41 年 9 月 15 日であること、ii) 労働者名簿において、雇入日が同年 10 月 11 日と記載されていること、iii) 労働者名簿に同年 11 月 9 日付け公共職業安定所長の受理確認通知印があることが確認できることから、申立人が同社に入社したのは、社会保険庁の厚生年金保険被保険者資格取得日の記録どおり、同年 10 月 11 日であると考えられる。

また、申立期間当時、A 社で勤務していた元同僚 10 人から聴取しても、申立期間における申立人の在籍及び保険料控除に係る事実を確認できる証言や証拠は得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿（紙台

帳)を見ても、申立期間前後に整理番号の欠番等は無く、記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 8 月 1 日から 42 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 41 年 8 月 1 日に A 社に正社員として入社した。42 年 \* 月 \* 日の職務中に事故を起こし、当時の地元新聞に掲載されているので当該事業所で勤務していた証明になると思う。また、当時の同僚や上司の氏名を記憶しているので、記録が欠落しているのはおかしい。再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

昭和 42 年 \* 月 \* 日付け新聞の記事により、申立人は、申立期間中の同日において、A 社で勤務していたことが確認できる上、複数の元同僚の証言により、申立人は申立期間においても A 社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時に A 社に在籍していた複数の元従業員の証言によると、試用期間があり、当該期間中は社会保険に加入していなかったとしている上、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和 42 年 8 月 1 日）と同日付けで同資格を取得している者（申立人と同様の職種）の証言によると、入社（41 年 6 月）から 1 年程度は社会保険に加入しておらず、その間は、給与から保険料は控除されていなかったとしている。

また、申立期間当時、A 社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる 11 人（当時の取締役を含む。）に、申立人の厚生年金保険の加入状況について照会し、10 人（当時の取締役を含む。）から回答があったものの、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、当該事業所の当時の代表取締役は既に死亡しており、当該事業所も平成元年 12 月 3 日に解散しているため、申立期間当時の状況を確認することができない。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録を見ると、A 社において、昭和

42年8月1日に被保険者資格を取得し、同年12月25日に離職していることが確認でき、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録と一致する。

加えて、社会保険庁が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立期間に申立人の氏名の記載は無い上、申立期間前後に整理番号の欠番等は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 3 月 21 日まで

昭和 41 年 6 月から A 社に勤めており、平成 3 年 5 月ごろから退職するまでの間、給料は月額 60 万円支給されていたのに、7 年 10 月から標準報酬月額が 53 万円となっている。正しくは 59 万円に相当すると思うので、調査の上、訂正してください。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社の元代表取締役社長は、同社の営業不振のため、平成 6 年から 8 年にかけて、自身のほか専務及び申立人（6 年ごろまでは役員）の給与を少なくしたことがあるとしているところ、社会保険庁の記録によると、当該元代表取締役社長については、6 年 10 月 1 日に報酬月額が 130 万円から 88 万円に、8 年 6 月 1 日には同月額が 88 万円から 59 万円に降給しており、専務については、6 年 10 月 1 日に同月額が 88 万円から 71 万円に、8 年 6 月には同月額が 71 万円から 50 万円に、申立人については、7 年 10 月に同月額が 59 万円から 53 万円に、それぞれ降給していることが確認できる。

また、A 社の現在の代表取締役も、「当時、営業不振で会社が傾いたため、役員の給与を 10 パーセント程度減額したことがあったと聞いたことがある。」と供述している。

さらに、A 社では、申立期間当時の資料（賃金台帳、人事記録等）を保管しておらず、申立人自身も、申立期間当時の給与支給額を確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）を保管していないため、申立人の給与支給額を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に、その主張する標準報酬月額 59 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 8 月 26 日から 36 年 8 月 31 日まで  
昭和 33 年 8 月 26 日から 36 年 8 月 31 日までの間も A 社で勤務していました。34 年 4 月から夜間学校へ通学しており、従業員や同級生も知っています。34 年ごろ、医者にかかったこともあります。調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の詳細な申立内容、複数の元同僚の証言及び高校からの回答により、申立人が申立期間当時、A 社に勤務し、昭和 34 年 4 月から同校夜間部に通学していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する A 社の厚生年金保険被保険者名簿を見ると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 32 年 8 月 1 日から 33 年 10 月 1 日までに同事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得した者が申立人を含め、整理番号\*番から\*番まで 13 人（申立人は整理番号\*番で 32 年 8 月 1 日に同被保険者資格を取得。整理番号\*番の者は 33 年 5 月 7 日に同被保険者資格を取得）確認でき、このうち、一人は 33 年 8 月 1 日付けで標準報酬月額変更処理がされ、11 人は同年 10 月 1 日付けで標準報酬月額算定基礎届に基づく定時決定がなされた記載があるが、申立人についてのみ、これらの記載が無く、申立人が同事業所において被保険者資格を再取得している記載も無い上、申立期間当時の同名簿の整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点は見当たらない。

また、A 社の元同僚及び元事業主の家族等からは、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける証言や証拠は得られない上、同事業所は既に廃業しており、申立期間における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 2 月 12 日から 41 年 10 月 31 日まで

昭和 39 年 10 月 14 日から 41 年 10 月 30 日まで A 社に勤務して厚生年金保険に加入していたはずなのに、社会保険事務所の記録では、39 年 10 月 14 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 2 月 12 日に資格喪失したことになる。納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立てに係る事業所である A 社（現在は、B 社）において昭和 39 年 10 月 14 日から 41 年 10 月 30 日まで勤務していたと主張しているが、社会保険事務所の記録によれば、39 年 10 月 14 日に同社での厚生年金保険の被保険者資格を取得し、40 年 2 月 12 日に同資格を喪失しており、申立期間の被保険者記録が確認できない。

また、B 社 C 支社が保管する申立人に係る従業員名簿を見ると、「昭和 40 年 2 月 11 日退職、勤続 4 月」と記載されていることが確認できる上、同社の保管する失業保険被保険者資格取得確認通知書の写しの資格取得年月日欄を見ると、「昭和 39 年 10 月 14 日」と記載されていることが確認でき、これらの記録は社会保険事務所の記録と一致する。

さらに、社会保険事務所が管理する A 社に係る厚生年金保険被保険者原票を見ても、申立期間当時の整理番号に欠番等は無く、その記録に不自然さはみられない。

加えて、申立人は、当時の同僚等の名前を記憶していない上、勤務状況及び勤務期間の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月10日から19年6月1日まで

夫が所持していた厚生年金保険被保険者証を見ると、被保険者資格取得日が昭和17年4月10日となっているにもかかわらず、社会保険庁の期間照会回答は資格取得日が19年6月1日となっているので、申立期間の厚生年金保険の加入期間を調べてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の交付した申立期間を包括した在籍証明書及び元同僚の証言から、申立人が申立期間において、同社B事業所に在籍し、継続して勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「昭和17年4月10日に入社した申立人の人事資格は、当時の一般職員の呼称の「傭員」となっており、申立人は、厚生年金保険制度に一般職員が強制加入となった19年6月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得したと推測される。」と回答している。

また、所在が確認できた元同僚5人(同期2人、1年後輩3人)は、「申立人や自分は、一般職員として入社しており、工員ではなかった。申立期間は男子の工員だけが年金制度に加入できた時期であり、一般職員(事務職や女子)は、昭和19年6月1日から厚生年金保険の被保険者資格を取得した。」と証言している上、元従業員二人は、「申立人のことは、覚えていないが、申立期間の当時は、工員しか加入できない年金制度であり、一般事務職は昭和19年から厚生年金保険に加入した。」旨証言している。

さらに、社会保険事務所が保管するA社B事業所に係る厚生年金保険被保険

者名簿を見ると、申立人を含む元同僚5人が、昭和17年4月10日に厚生年金保険の被保険者資格をいったん取得しているものの、同年5月30日に同資格を喪失した記載が確認できるが、社会保険事務所によると、労働者年金保険法施行による被保険者は男子の労働者であり、同年1月1日から同年5月31日までの5か月間については、法律の施行準備期間であって、被保険者期間に算入されないとしている。

加えて、旧厚生省年金局が編集した「厚生年金保険50年史」には、「労働者年金保険は昭和17年6月1日を期して発足した。強制被保険者の範囲は健康保険法第13条に規定する事業所で、常時10人以上の労働者を使用するものに使用される男子労働者とされ、女子についてはその勤続期間の短いこと、職員については労働者との身分上の相違や現場職員の人事交流の実情等からそれぞれに強制被保険者の範囲から除くこととされた。また、労働者年金保険法中改正法律は19年2月16日、法律第21号として交付され、まず労働者年金保険法から厚生年金保険法への名称変更と、被保険者の資格関係等の規定（強制被保険者の範囲は、健康保険の適用事業所と同一になり、職員、女子も被保険者とされるに至った。）が同年6月1日から施行された。」と記載されており、これらの記載は、事業主や元同僚等の証言とも一致する。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 1 月 4 日から 43 年 11 月 30 日まで

私は、昭和 42 年 1 月 4 日付けで A 社（現在は、B 社）C 支店に叔父の知人の紹介で入社し、43 年 11 月 30 日まで勤務していたと記憶しているが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落し、44 年 2 月分の 1 か月のみであることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 1 月 4 日から 43 年 11 月末までの間、A 社において勤務していたとしているところ、申立人の元同僚の証言及び 44 年 2 月の厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 社が加盟している健康保険組合によると、昭和 41 年 4 月時点で加入している者の加入記録はおおむね残っているものの、申立人の加入記録は、社会保険庁の記録と同様に 44 年 2 月 16 日から同月 21 日までのみであり、それ以外の記録は見当たらないとしている。

また、B 社によると、申立期間当時の人事記録等の資料は残っていないが、当時、地方で営業の仕事を行っていた社員については、社会保険の加入時期はまちまちであり、中には退職まで加入しなかった者もいたとしている。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人が記憶している元同僚についても、申立期間において A 社に係る厚生年金保険の加入記録は見当たらず、当該元同僚は同期間においては国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたこと示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。